

埼玉県行政書士会東入間支部 (2023年県下一斉無料相談会)

1 件のメッセージ

山本悠基 <info@yamamoto-office.biz>

2023年9月7日 10:27

To: higashi_iruma_gyousei@googlegroups.com

各位

支部広報担当の山本です。

平素より無料相談会事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

10月7日(土)に開催いたします、県下一斉無料相談会に伴い、相談員を募集いたします。

添付文書にて、例年との変更点、実施要領をご確認の上、下記URLからご応募いただきますようお願いいたします。

相談員募集 (9/30(土)まで)


<https://forms.gle/Wh7eBfng9eKm87X68>

また本件と関連しまして、連絡事項が2件ございます。

1. 別途、相談会運営委員の青木先生から「県下一斉相談会チラシの掲示協力者の募集案内」のメール配信がございます。掲示が可能な方は協力をお願いいたします。
2. 今後、(1)9月27日(水)三芳町相談会、(2)10月28日(土)富士見ふるさと祭り、(3)11月3日(金)ふじみ野市産業まつり、(4)11月12日(日)三芳町産業祭にて相談会の開催予定がございますが、改めて後日ご案内させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

--
特定行政書士 情報処理安全確保支援士 やまもと経営法務事務所 山本 悠基
E-mail info@yamamoto-office.biz TEL 080-4178-2113
<http://www.yamamoto-office.biz/>

 令和5年度 県下一斉行政書士無料相談会 開催のご案内.pdf
220K

令和5年9月7日

埼玉県行政書士会東入間支部
支部会員 各位

埼玉県行政書士会東入間支部
支部長 加藤 康弘
(公印省略)

令和5年度県下一斉行政書士無料相談会相談員募集のご案内

白露の候、支部会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素より県会及び支部事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も10月7日(土)に県下一斉行政書士無料相談会を開催いたしますので、支部会員の皆様にはご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

相談員を募集いたしますので、相談員としてご協力いただける方は、別添の実施要領をご一読の上、以下のURLからご応募いただきますようお願いいたします。

応募期限は9月30日(土)までとさせていただきます。

URL <https://forms.gle/Wh7eBfng9eKm87X68>

<p>【本相談会に関するお問い合わせ先】 企画業務部長 青木 環 TEL：090-7224-1203 メール：t.aoki@tamaki-office.jp</p>
--

令和5年度県下一斉行政書士無料相談会実施要領

1. 日時

令和5年10月7日（土） 10:00～16:00

相談員は次の3グループに分けて募集いたします。ご予定に合わせてご応募ください。

- ① 午前の相談員（ 9:00集合～13:00解散）
- ② 午後の相談員（12:45集合～17:00解散）
- ③ 終日の相談員（ 9:00集合～17:00解散）

2. 会場

ピアザ☆ふじみ 多目的ホール（富士見市ふじみ野東 1-16-6）

※駐車場はありません。公共交通機関・自転車などでお越しください。

3. 相談受付

相談受付は事前予約制といたしますが、当日の駆け込み相談もお断りせずに対応いたします。

4. 相談員

東入間支部所属行政書士

5. 相談員の組み合わせ・体制

相談会は、支部会員が相談業務の実践経験を積むための貴重な場でもあります。このため、当日の相談員はできるだけ登録年数の浅い会員とベテランの会員が2人1組で対応するようにいたします。

新規会員の先生におかれましては、相談業務の研鑽を積み、会員同士の交流を図るための場として積極的にご参加ください。

なお、1組の相談時間は、概ね1時間以内を目途としておりますが、相談者が十分に納得されることを目標といたします。

6. 服装及び会員証の表示

ラフなものや派手なものは避けネクタイを着用する等、相談員として適切な服装を心掛けてください。

また、行政書士会会員証を入れたネームホルダーを身に付け、相談者が相談員の身分を確認できるようにしてください。ネームホルダーは各自でご準備してください。

7. 昼食

支部では昼食の用意はいたしません。各自でご用意いただき休憩時間におとりください。

8. 手当金

- ① 午前又は午後の相談員：2,000円
- ② 終日の相談員：3,000円

9. 相談員の遵守事項

- ① 相談に当たっては、行政書士としての品位を保持し、丁寧且つ的確な対応をしてください。もし、分からないことや判断の難しい相談があった場合には、他の相談員に応援を求めるなど適切に対応してください。
- ② 相談員は、当然のことながら、行政書士法、会則、規則及び法令を順守し、相談内容等知り得た相談者の秘密を外部に漏らさないようにしてください(守秘義務厳守)。
- ③ 他士業務に係る相談については、相談内容によって関係する範囲で最小限の説明にとどめ、詳細は他士業等にご相談されるよう勧めてください。
(例) 相続税について…基礎控除の範囲や特例等について説明することは構いませんが、相続税の中身に踏み込まないように気を付けてください。具体的な相続税額等については、税理士や税務署等にご相談されるよう勧めてください。
- ④ 行政書士の報酬相場を尋ねられたときは、標準報酬がないゆえに個々の行政書士の算定に拠る旨説明してください。
- ⑤ 相談にあたっては、営業活動・仕事の誘因行為と目されるような行為は行わないでください。ただし、相談者より所望されたときは、名刺をお渡しして構いません。
- ⑥ 仕事の依頼を受けた場合、個々の行政書士との間で委任契約を締結することになる旨丁寧に説明していただき、当日の会場では受任せず、日を改めて各自の事務所等において個々に委任契約を締結してください。
- ⑦ 相談終了後、相談票を作成し提出してください。
- ⑧ 相談会場では、お手持ちの携帯電話・スマートフォン等をマナーモードに設定してください。

<p>【本相談会に関するお問い合わせ先】 企画業務部長 青木 環 TEL：090-7224-1203 メール：t.aoki@tamaki-office.jp</p>
--